

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障への対応、教育環境の充実など、その果たすべき役割が拡大する一方で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題への対応や社会インフラの整備が求められている。また、地方公務員をはじめとした公共サービスを担う人材は限られており、新たなニーズへの対応や細やかなサービスの提供を行うためには、必要な人材の確保を進めるとともに、そのための財源を確保する必要がある。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保することが地方財政計画の役割であることから、平成 31 年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、必要な公共サービスを提供することができるよう、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって本市議会は、国会及び政府におかれて、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者の自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と、人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税の算定については、自治体ごとの人口規模や経済規模の差異、地方行政サービス改革の検討状況などを考慮した在り方を引き続き検討すること。
- 4 災害時に災害対策の拠点となる公共施設等の耐震化などの緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。
- 5 財源の地域間の偏在を是正するため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めるとともに、各種税制を見直す際には、代替財源の確保をはじめ、自治体の財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

6 地方交付税の財源保障機能及び財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握などの対策を講じること。また、その原資の確保については、臨時財政対策債に依存せず、対象の国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会  
内 閣  
あ て

平成30年6月29日提出

提出者	相模原市議会議員	寺 田 弘 子
提出者	相模原市議会議員	白 井 貴 彦
提出者	相模原市議会議員	大 槻 和 弘
提出者	相模原市議会議員	松 永 千賀子
提出者	相模原市議会議員	野 元 好 美
提出者	相模原市議会議員	須 田 毅
提出者	相模原市議会議員	金 子 豊貴男
提出者	相模原市議会議員	加 藤 明 徳
提出者	相模原市議会議員	沼 倉 孝 太

大規模自然災害に備えた防災・減災等のインフラ整備事業の推進に必要な  
な予算を求める意見書

我が国では、高度経済成長期から道路、橋りょう、河川、上下水道、公園、住宅等社会インフラの整備が大量かつ急速に進み、その多くが建設後 50 年以上を経過し、老朽化が一層進行する状況にある。

また、昨年の九州北部豪雨や台風第 21 号のような、記録的な自然災害によって、想定以上の被害が発生している状況に鑑み、災害が起こる前に、これらの市民生活にとって重要な社会インフラについて、適切な維持管理を行うとともに、老朽化した社会インフラへの公共投資を行い、防災・減災機能の向上を図ることが重要である。

他方、これら社会インフラを実際に支えている関連企業については、国の公共事業関係費が平成 10 年のピーク時から減少し、近年は横ばいのまま推移しており、その影響を受けて、地方公共団体の公共事業関係費も減少傾向にあることから、企業においては安定的かつ継続的な受注ができず、雇用の維持に困難を抱えるなどの状況にあり、社会インフラの適切な維持管理や計画的な整備あるいは、災害時の復旧対応に支障をきたすことが懸念される。防災・減災機能の向上を図る公共投資を行うことは、経済を活性化し雇用を創出して、企業経営を安定させ、社会インフラ整備の持続可能性を高めることも期待できる。

よって本市議会は、国会及び政府におかれて、市民の生命と財産を守るため、防災・減災対策に寄与する社会インフラへの公共投資を増進し、経済の活性化及び雇用の創出を図る次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

1 次に係る、平成 30 年度における大型補正予算の早期編成を行うこと。また、平成 31 年度当初予算の増額を行うこと。

(1) 防災・減災対策、老朽化対策における地域整備の着実な実施

(2) ストック効果を高める基盤整備

2 中小建設業者にも配慮した公共事業の執行を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

国 会 あ て  
内 閣

平成30年6月29日提出

提出者	相模原市議会議員	渡部俊明
提出者	相模原市議会議員	鈴木秀成
提出者	相模原市議会議員	田所健太郎
提出者	相模原市議会議員	久保田浩孝
提出者	相模原市議会議員	小野沢耕一
提出者	相模原市議会議員	栗原大
提出者	相模原市議会議員	米山定克
提出者	相模原市議会議員	山岸一雄